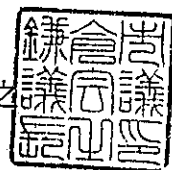


鎌倉市議会告示第1号

鎌倉市議会議員証規程を次のように定める。

令和7年（2025年）8月8日

鎌倉市議会議長 中澤 克之



○鎌倉市議会議員証規程

(目的)

第1条 この規程は、鎌倉市議会議員証（以下「議員証」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付)

第2条 議長は、鎌倉市議会議員（以下「議員」という。）に対し、議員証（第1号様式）を交付する。

(議員証の携帯)

第3条 議員は、議員の任期中、議員証を携帯しなければならない。

(貸与等の禁止)

第4条 議員は、議員証を他人に貸与、譲渡又は交換してはならない。

(記載事項の変更)

第5条 議員は、議員証の記載事項に変更が生じたときは、鎌倉市議会議員証記載事項変更届（第2号様式）に議員証を添えて、速やかに議長に届け出なければならない。

2 議長は、前項の届出があったときは、記載事項を変更した議員証を交付する。

(再交付)

第6条 議員は、議員証を破損又は亡失したときは、鎌倉市議会議員証再交付申請書（第3号様式）により、速やかに議長に申請し、再交付を受けなければならない。

(有効期間)

第7条 議員証の有効期間は、交付の日から議員の任期満了の日までとする。

(返納)

第8条 議員は、前条の有効期間が終了したとき又は議員の身分を失ったときは、速やかに議員証を議長に返納しなければならない。

(この規程に定めのない事項)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長において決定する。

付 則

この規程は、令和7年（2025年）9月1日から施行する。

表

	鎌倉市議会議員証		
	氏 名		
	生年月日		
	上記の者は、鎌倉市議会議員であることを証明する。		
交 付 有効期限	年	月	日
	年	月	日
鎌倉市議会議長			

裏

注 意 事 項	
1	この議員証は、議員の任期中、携帯すること。
2	この議員証は、他人に貸与、譲渡又は交換してはならない。
3	この議員証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
4	この議員証を破損又は亡失したときは、速やかに再交付の申請をすること。
5	この議員証は、有効期間が終了したときは又は議員の身分を失ったときは、速やかに返納すること。

第2号様式（第5条第1項関係）

年 月 日

（宛先）鎌倉市議会議長

鎌倉市議会議員

鎌倉市議会議員証記載事項変更届

鎌倉市議会議員証規程第5条第1項の規定に基づき、次のとおり、記載事項の変更を届け出ます。

変更する記載事項：

（変 更 前）

（変 更 後）

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）鎌倉市議会議長

鎌倉市議会議員

鎌倉市議会議員証再交付申請書

鎌倉市議会議員証規程第6条の規定に基づき、議員証の再交付を申請します。

再交付の理由：